

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-01	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	休日診療対策費		部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	
			担当者名	小田	内線	422	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-03-01	休日診療対策費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	48年度	根拠法令等	休日診療及び準夜間診療事業実施要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-03	地域医療の充実				
目的	医療機関が休診となる休日の中及び休日と土曜日の準夜間帯に、輪番の当番医による、初期救急医療体制を確保することにより、区民の健康を守るとともに不安を緩和する。						
対象者等	内科・小児科・外科系の軽度の救急患者						
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 休日診療及び準夜間診療の初療施設 休日診療 1日あたり5か所、午前10時～午後5時（日曜、祝日及び年末年始） 準夜間診療 1日あたり3か所、午後5時～午後9時（休日、土曜日）</li> <li>2 対象日 通常休祝日（日曜日、祝日。5月連休を含む）、年末年始（12月29日～1月3日）</li> <li>3 診療科目 原則として内科・小児科・外科で、各日小児科を1か所以上確保している。 眼科・耳鼻科は、東京都が当番医を定めて実施している。</li> <li>4 テレホンサービス 荒川区医師会館内で区民からの電話相談に対応している。</li> </ol>						
経過	昭和48年7月	・1休日あたり5か所の医療機関で休日診療開始					
	昭和54年4月	・準夜間診療開始					
	平成4年4月	・土曜日準夜間診療の開始					
	平成12年4月	・二次救急の充実により入院施設確保の廃止					
必要性	医療機関の休診となる休日等に初期救急医療体制を確保し、区民の健康を守り不安を解消する事業として必要不可欠である。また、二次救急医療機関本来の機能を遂行するうえでも、必要性は高い。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） <ol style="list-style-type: none"> <li>1 荒川区医師会に委託して実施する。医師会加入の医療機関が輪番制で当番医として診療に従事する。</li> <li>2 当番医は、「休日診療実施」又は「準夜間診療実施」の看板を掲示する。</li> </ol>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		66,508	66,734	66,048	66,048	66,057	65,882
決算額（26年度は見込み）		66,508	66,733	66,048	66,048	66,056	65,822	68,176
人件費等		2,541	2,443	2,616	2,541	2,478	2,495	
減価償却費				872	933	968	1,014	
【事務分担量】（%）		30	30	30	30	30	30	
合計（+ +）		69,049	69,176	69,536	69,522	69,502	69,331	68,176
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		69,049	69,176	69,536	69,522	69,502	69,331	68,176
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	休日診療受診者数	4,841	6,746	4,955	4,903	4,873	2,981	
	準夜間診療受診者数	2,472	2,902	2,506	2,558	2,365	1,479	
	休日診療電話照会数	5,919	7,511	6,065	5,952	5,947	3,743	
	準夜間診療電話照会数	3,027	3,445	3,015	3,182	2,999	1,999	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	休日及び準夜間診療業務委託料	66,056	委託料		65,822	委託料		67,703

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	休日診療平均受診者数（人）	13.8	13.5	13.8	13.7		1 診療日 1 医療機関あたり
	準夜間診療平均受診者数（人）	7.0	6.6	6.8	6.8		1 診療日 1 医療機関あたり

問題点・課題 （指標分析）	毎回1か所の小児科確保が難しい。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 他区の固定施設14区の実

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
診療科目の充実及び実施方法のあり方について、荒川区医師会と協議していく。	荒川区医師会と協議し、よりよい実施方法について検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	区民の健康保持に直結する事業であり、緊急時の対応に不可欠であるため、引き続き実施する必要がある。

議会 （要旨） 状況	
------------------	--

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-02	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	休日歯科診療費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	小田
				内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-03-02	休日歯科診療対策費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	56年度	根拠法令等	休日歯科診療事業実施要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-03	地域医療の充実				
目的	医療機関が休診となる休日において、輪番の当番医による急病者の初期救急診療体制を確保し、区民の健康を守るとともに不安を緩和する。						
対象者等	歯科の救急患者						
内容	1 休日歯科診療の初療施設 1日当たり1か所、午前9時から午後4時まで（電話受付） 2 対象日 通常休祝日（日曜日、祝日。5月連休を含む）、年末年始（12月29日～1月3日） 3 受診方法 医療保険証を提示の上、所定の割合の医療費を負担する。 4 テレホンサービス 荒川区歯科医師会は、医師会館内で録音テープによる当番医の紹介を行い、当番医は区民からの相談に対応している。						
経過	昭和56年10月 ・ 1休日あたり1か所で、休日歯科診療開始						
必要性	医療機関が休診となる休日に区民の健康を守り不安を解消する事業として必要性は高い。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 公益社団法人東京都荒川区歯科医師会に委託し、歯科医師会加入の医療機関が輪番制により実施している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		8,028	8,028	7,926	7,926	8,028	7,926
決算額（26年度は見込み）		8,027	8,027	7,926	7,926	8,027	7,926	8,257
人件費等		1,271	1,221	1,308	1,270	1,239	1,248	
減価償却費				436	467	484	507	
【事務分担量】（%）		15	15	15	15	15	15	
合計（+ +）		9,298	9,248	9,670	9,663	9,750	9,681	8,257
特定財源の推移	国							
	都							
一般財源		9,298	9,248	9,670	9,663	9,750	9,681	8,257
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	受診者数	377	345	264	295	330	219	-
	電話照会件数	445	434	444	452	498	349	-

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	休日歯科診療業務委託料	8,027	委託料		7,926	委託料		8,153

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	休日診療平均受診者数（人）	4.2	4.6	4.2	4.3	-	1診療日あたり

問題点・課題 （指標分析）	1診療日あたりの受診者数が増えていない。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 他区の状況 固定施設 1 2 区

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	区民の利便性向上のため、チラシ・HPなどで区民周知に努める。	区民の利便性向上のために、周知方法等検討していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	区民が急病の際の対応として必要である。

議会 （要旨） 状況	
------------------	--



予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	医師会補助	974	負担金補助等	医師会補助	974	負担金補助等	医師会補助	974
	歯医師会補助	812		歯医師会補助	812		歯医師会補助	812
	薬剤師会補助	649		薬剤師会補助	649		薬剤師会補助	649
	歯科技工士会補助	125		歯科技工士会補助	125		歯科技工士会補助	125
	食品衛生協会補助	315		食品衛生協会補助	315		食品衛生協会補助	315
	環境衛生協会補助	150		環境衛生協会補助	150		環境衛生協会補助	150

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	医師会会員数	231	229	236	236	-	会員施設数144/全施設数174 (加入率83%)
	歯科医師会会員数	115	112	109	109	-	会員施設数86/全施設数148 (加入率58%)
	薬剤師会会員数	169	141	140	140	-	会員施設数93/全施設数112 (加入率83%)

（問題点・課題分析）	
	（実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区）
（状況の実）	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	いずれの団体も区民の健康増進に関わる様々な公益的活動に取り組んでおり、引き続き補助する必要がある。

（議会要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-01	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	公害健康被害補償給付費		部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤	
			担当者名	長野	内線	424	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-01-01	補償給付費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-03	地域医療の充実				
目的	・事業活動やその他、人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる著しい大気汚染の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償給付を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。（環境省所管）						
対象者等	平成26年3月末現在 15歳未満 0人 15歳以上 626人 計 626人(平成25年3月末現在 643名) 参考(26年3月末現在) 特別区(19区)計 14,956人 全国(全国40市区)平成25年3月末現在:計 38,767人						
内容	現在の認定者及びその遺族に対して、認定の更新や補償給付の決定に従い、下記の(1)～(8)の個別補償を行っている。 (1) 医療費 被認定者の認定疾病に関わる医療費（各保険制度から給付された場合は「求償」を受けて補填する。）(2) 療養手当 1ヶ月間の診療日数が入院1日以上通院4日以上で、それぞれ日数に応じた額を支給(3) 障害補償費 障害等級(特級～3級)を有する15歳以上の者に年齢・性別・等級に応じた額を支給(4) 児童補償手当 障害等級(特級～3級)を有する15歳未満の児童を養育している者に等級に応じた額を支給(5) 遺族補償費 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、その年齢・性別に応じた額を遺族に支給(10年間)(6) 遺族補償一時金 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、遺族補償費を受けるべき遺族がないとき、その年齢・性別に応じた額を遺族に支給(7) 葬祭料 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、葬祭を行った者に支給(8) 診断書扶助料 被認定者が更新の際に負担した診断書料の一部(＠1,000円)を補助(区単独事業)						
経過	昭和50年12月、公害健康被害補償法【旧法】により、荒川区が第1種地域に指定され(当区を含め23区中19区が指定された)、被認定者に対し、医療費、障害補償費等の補償を給付する。昭和63年3月1日第1種地域指定が全国一斉に解除され、以降新規認定は法的になくなり、既認定者や遺族に対し、認定更新や補償給付等を行うのみとなった。						
必要性	法律に基づく補償制度であるため、法令に定められた基準等に沿って事務事業を履行しなければならない。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	859,829	792,951	757,889	730,603	700,149	662,459	686,196	
決算額(26年度は見込み)	805,825	755,773	726,408	704,492	669,175	660,116	686,196	
人件費等	13,631	15,110	16,499	17,355	1,584	13,561		
減価償却費			9,151	12,596	12,263	10,140		
【事務分担量】(%)	225	315	315	405	380	300		
合計(+ +)	819,456	770,883	752,058	734,443	683,022	683,817	686,196	
特定財源								
国	808,478	755,605	726,216	704,202	669,022	659,941	685,909	
都								
その他								
一般財源	10,978	15,278	25,842	30,241	14,000	23,876	287	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
被認定者数	760	727	697	671	643	626	617	
(内15歳未満)	0	0	0	0	0	0	0	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	医療費	207,187	扶助費	医療費、障害補償費等	660,116	扶助費	医療費、障害補償費等	686,196
	療養手当	52,241						
	障害補償費	371,499						
	遺族補償費	30,175						
	遺族補償一時金	6,777						
	葬祭料	1,143						
	診断書扶助料	153						

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
	被認定者数	671	643	626	606	600	目標値は、平均減少率から算出。
	医療費(延べ件数)	13,568	13,055	11,767	11,766	11,760	目標値は、過去の実績から推定。

（問題点・課題分析）	70歳以上の認定者が159名（25.4%）となり、患者の高齢者化が進んでいるため、遺族補償一時金のような不確定要素が増えると予想される。最高齢 96歳（1名）、低年齢者 27歳（4名）
	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 練馬・杉並・世田谷・中野区については、旧第1種指定地域（公害健康被害補償法【旧法】に基づく、＜地域指定＞に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	国の法定事務

議 況 （要旨）	なし
-------------	----



# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-02	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	公害健康被害補償給付事務費		部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤	
			担当者名	時田	内線	424	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-01-02	事務費					
事務事業の種類	新規事業	（ 26年度 25年度 ）	建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 平成	50 年度	根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	有 無	年度					
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-03	地域医療の充実				
目的	事業活動やその他、人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる著しい大気汚染の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償給付を行うための事務費。この事業により、健康被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。						
対象者等	平成26年3月現在 15歳未満0人 15歳以上626人 計 626人（平成25年3月末現在 643名）						
内容	<p>認定審査会（委員12名/医師9名、法律1名、区職員2名）《見直し》有級者・年1回《更新期間》慢性気管支炎・気管支喘息・肺気腫 3年、ぜん息性気管支炎 2年・主治医診断報告書文書料（@3,885）448件・（認定死亡患者等）医学的検査結果報告文書料（@2,971.5）7件・医学的検査委託（@6,994～@21,416）529件</p> <p>診療報酬審査会（委員5名/医師4名、薬剤師1名）・診療報酬取扱手数料 公害医療機関（@525）4,792件・診療報酬取扱手数料 薬局（@262.5）4,399件・療報明細書作成事務手数料（国保連）非公害医療機関（@1,320）1,151件・療養費等支払事務委託料（国保連）患者割＋均等割、手数料（@145.23）420件・診療報酬明細書内容点検事務委託（@102.9）10,384件・診療報酬明細書内容突合点検事務委託（@121.8）4,232件・診療報酬明細書内容入力委託（@36.75）10,349件</p> <p>審査会（年12回開催）での決定内容により、障害補償費・遺族補償費・療養費・療養手当・遺族補償一時金・葬祭料の補償給付を行っている。（H26.3月末現在）</p>						
経過	昭和50年12月、公害健康被害補償法【旧法】により、荒川区が第1種地域に指定され（当区を含め23区中19区が指定された）、被認定者に対し、医療費、障害補償費等の補償を給付する。昭和63年3月1日第1種地域指定が全国一斉に解除され、以降新規認定は法的になくなり、既認定者や遺族に対し、認定更新や補償給付等を行うのみとなった。						
必要性	法律に基づく補償制度であるため、法令に定められた基準等に沿って、事務事業を履行しなければならない。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 認定更新・障害等級審査・死亡による遺族補償等については、公害認定審査会の答申後、決定し給付する。被認定者の医療費等は、公害診療報酬審査会を経て、各医療機関へ支出する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		30,309	30,437	30,871	29,867	28,245	32,773
決算額（26年度は見込み）		26,396	28,022	28,748	27,276	28,557	29,395	25,709
人件費等		7,688	7,004	7,970	6,746	6,595	3,363	
減価償却費				3,050	3,110	3,227	2,028	
【事務分担量】（%）		105	100	105	100	100	60	
合計（+ +）		34,084	35,026	39,768	37,132	38,379	34,786	25,709
特定財源の推移	国	19,175	18,711	19,134	18,512	18,459	19,634	12,838
	都							
	その他							
	一般財源	14,909	16,315	20,634	18,620	19,920	15,152	12,871
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	被認定者数	760	727	697	671	643	626	624
	認定審査回数	12	12	12	12	12	12	12
	認定審査会委員数	12	12	12	12	12	12	11
	診療審査委員数	5	5	5	5	5	5	4

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	審査会委員報酬	3,335	委託料	医学的検査委託等	18,505	委託料	医学的検査委託等	14,396
報償費	診療報酬手数料	4,971	報償費	診療報酬手数料	5,431	報償費	診療報酬手数料	5,737
旅費	審査会委員費用弁償	62	報酬	審査会委員報酬	3,471	報酬	審査会委員報酬	3,620
食料費	審査会賄い	19	役務費	郵送料	938	役務費	郵送料	1,066
一般需用費	各種帳票類印刷等	378	需要費	各種帳票類印刷等	503	需要費	各種帳票類印刷等	703
役務費	郵送料	969	償還金利子等	返還金	434	使用料等	公害システム機器使用料	126
委託料	医学的検査委託等	15,560	使用料等	公害システム機器使用料	126	委託料	審査会委員費用弁償	37

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	被認定者数	671	643	626	606	600	平均減少率から算出
	認定審査会開催数(年)	12	12	12	12	12	実績
	認定審査会1回当たりの診査件数 (平均)	66.2	53.5	51.6	57.1	54.1	3年間の数値を平均化したものを目標値(推定値)とした。

問題点・課題 (指標分析)	特になし。
	他区の実況 (実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区) 練馬・杉並・世田谷・中野区については、旧第1種指定地域(公害健康被害補償法【旧法】に基づく、<地域指定>に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
26年度は更新手続きの患者人数が例年の3倍になるため検査、審査、通知発送等もいつもより件数が多くなる。問い合わせなども多く予測されるので、係で協力して対応する。	医学的検査に遠隔地の方は勿論、高齢化や平日の検査に來られない等の理由により、他の病院への検査依頼が増えている。今まで同様連絡を密にして審査会に支障のない様に取り組む。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	国の法定事務

議会議事 (要旨)	なし
--------------	----

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-03	戦略プラン	協働	業務	財務	人事												
事務事業名	ぜん息教室	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤	担当者名	浅倉												
				内線	424														
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-02-01	ぜん息教室																	
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業														
開始年度	昭和	平成	55年度	根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律														
終期設定	有	無	年度																
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画												
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市																	
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現																
	施策	01-03	地域医療の充実																
目的	公害認定患者に対し、指定疾病に関する知識及び腹式呼吸・拝痰法・呼吸筋ストレッチ・呼吸器の取扱い方等の講義と実技指導を行うことにより、健康回復を図るとともに公害認定患者以外の指定疾病患者も含めて、健康相談を行う。																		
対象者等	公害認定患者 ぜん息等に関心のある区民																		
内容	<p>実施方法 患者と家族及びぜん息に関心のある方を対象に実施 平成25年度実績</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">講座内容</td> <td style="width: 30%;">開催年月日</td> <td style="width: 40%;">参加者数</td> </tr> <tr> <td>「歌を歌って音楽療法」 1回目</td> <td>7月12日(金)アクロスあらかわ</td> <td>14名参加（成人対象）</td> </tr> <tr> <td>「歌を歌って音楽療法」 2回目</td> <td>8月23日(金)アクロスあらかわ</td> <td>35名参加（成人対象）</td> </tr> <tr> <td>「ぜん息ストレッチ体操教室」</td> <td>10月31日(木)防災センター</td> <td>35名参加（成人対象）</td> </tr> </table> <p>周知方法：区報、チラシ（環境再生保全機構が作成）、区ホームページ、公害認定患者ヘダイレクトメール</p>							講座内容	開催年月日	参加者数	「歌を歌って音楽療法」 1回目	7月12日(金)アクロスあらかわ	14名参加（成人対象）	「歌を歌って音楽療法」 2回目	8月23日(金)アクロスあらかわ	35名参加（成人対象）	「ぜん息ストレッチ体操教室」	10月31日(木)防災センター	35名参加（成人対象）
講座内容	開催年月日	参加者数																	
「歌を歌って音楽療法」 1回目	7月12日(金)アクロスあらかわ	14名参加（成人対象）																	
「歌を歌って音楽療法」 2回目	8月23日(金)アクロスあらかわ	35名参加（成人対象）																	
「ぜん息ストレッチ体操教室」	10月31日(木)防災センター	35名参加（成人対象）																	
経過	<p>児童対象ぜん息事業は15年度から17年度は通学に支障のないように、土曜・祝日に実施した経過もあるが、参加者数は変わらなかった。18年度からは平日に戻したが少数参加にとどまっております（実績：22年度8人、23年度3名）24年度からは開催していない。</p> <p>成人対象のぜん息教室は、勤労者層が参加しやすいよう平成12年度の療養講座において夜間に実施した実績があったが、結果的に他の年度の講座と比較し、参加者が少数だったため、午後の時間帯の実施とした。</p>																		
必要性	気管支ぜん息等の呼吸器疾患患者が自己管理の知識を得ることで、病状の悪化を防ぐ。																		
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )																		

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	113	113	113	116	116	116	108	
決算額（26年度は見込み）	69	69	77	78	68	97	108	
人件費等	497	1,751	2,320	1,543	962	1,808		
減価償却費			872	778	484	845		
【事務分担量】（%）	8	25	30	25	15	25		
合計（+ +）	566	1,820	3,269	2,399	1,514	2,750	108	
特定財源								
国	63	67	50	24	35	97	91	
都								
その他								
一般財源	503	1,753	3,219	2,375	1,479	2,653	17	
実績の推移								
事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
延べ参加者数	70	96	76	55	68	84	90	
対象者数	760	727	697	671	643	635	617	
大気医療助成（18歳以上）	463	745	956	1,058	1,175	1,248	1,423	
大気助成児童対象（18歳未満）	423	331	264	206	156	125	113	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼等	65	報償費	講師謝礼等	89	報償費	講師謝礼等	95
一般需用費	消耗品等	1	使用料等	施設使用料	5	使用料等	施設使用料	6
役務費	郵送料	1	需用費	消耗品費	3	需用費	消耗品費	6
使用料及	施設使用料	3	役務費	郵送料	0	役務費	郵送料	1

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値(27年度)	
標	参加率（％）	2.8	3.5	4.2	6.0	6.0	参加者/対象者(公害・大気患者)
	延べ参加者数（人）	55	68	84	90	90	

（問題点・課題分析）	参加申込者の拡大について、公害認定患者を対象とする福祉事業として、認定患者の減少・高齢化など、参加者の増加は見込めない状況にあるため、予防事業として、認定を受けていない患者、東京都大気汚染医療助成受給者やその家族に対する事業PRについて、引き続き工夫が必要である。
	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 23区中練馬・杉並・世田谷・中野区については、「第1種指定地域外」のため、予防事業は実施無し。
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	教室開催については従来通り区報に掲載する。また荒川区ホームページにも掲載し、幅広い年齢層の方に参加いただけるよう、積極的に情報発信をする。	引き続き受講者を増やすため、開催方法や周知方法を検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	国の法定事務

議（要旨）	なし
況（質問状）	

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-04	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	水泳教室		部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤	
			担当者名	浅倉	内線	424	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-02-02	水泳教室					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	60年度	根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-03	地域医療の充実				
目的	ぜん息の児童・生徒を対象に、プール指導前の健診等医学的管理の下、熟練した水泳指導員によるグループ指導を行い、自主的鍛錬の動機付けを図る。						
対象者等	ぜん息に認定されている区内在住の小学1年生から小学6年生（募集50名、S60年度～H20年度）。平成21年度からは回数及び対象を拡大し小学1年生から中学3年生（募集各50名）として開催。平成24年度からは対象をさらに拡大し5歳児から中学3年生として開催している。						
内容	実施時期	平成25年6月13日～10月10日 週1回計10回（毎週木曜）8月は休み					
	場所	荒川総合スポーツセンター 大・小プール					
	定員	各50名（対象：5歳児～中学3年生のぜん息患者）					
	参加方法	対象者に個別通知及び区報掲載により募集（主治医の意見書及び医師による事前健診の判断等により、参加者の可否を決定）					
医療体制	毎回実施前に医師の健診及びピークフロー測定を行う。						
実施体制	実施後、ピークフロー測定をし、必要に応じて医師の健診を行う。						
事業区分	医師1名、看護師1名、水泳指導員5名及び事務局 公害健康被害予防事業						
経過	平成11年度より、対象年齢の公害認定患者が0名となり、参加者は、都大気汚染健康障害医療助成者となる。 平成16年度から主治医意見書にかかる文書料を自己負担とした。平成17年度に医師・看護師の謝礼を見直した。平成19年度に医師謝礼を区基準額に戻し増額した。平成21年度より転地療養事業終了に伴い、対象年齢を（旧小1～小6 新小1～中3）広げ、前期・後期の開催とした。平成23年度より指導員を6名から5名に減らした。平成24年度より対象年齢を5歳児～中3とした。  実績：平成19年度 参加41名 平成20年度 参加19名 平成21年度 参加者のべ30名 平成22年度 参加者のべ32名 平成23年度 参加者13名 平成24年度 参加者16名 平成25年度 参加20名						
必要性	水泳は、気管支ぜん息の治療に適した運動療法として広く普及し、水泳を中心とした運動療法は、体力・運動能力向上による身体機能回復の面ばかりでなく、自信や積極性を育み、人とのコミュニケーションに役立つなど、心理面においても効果が期待できる。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 前期・後期（1教室5回×2回）実施。受付時体温測定及びピークフロー実施のうえ、医師の診察を受けてから水泳教室を開始。技術力により4班から5班に分けて指導員が水泳を教える。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		1,281	2,507	2,507	2,132	1,533	1,401
決算額（26年度は見込み）		1,062	2,108	2,139	1,507	1,371	1,360	1,379
人件費等		2,060	2,932	3,610	3,782	4,666	4,339	
減価償却費				1,598	2,022	2,582	2,535	
【事務分担量】（%）		35	50	55	65	80	75	
合計（+ +）		3,122	5,040	7,347	7,311	8,619	8,234	1,379
特定財源	国	983	1,936	2,094	1,737	1,510	1,576	1,576
	都							
	その他							
	一般財源	2,139	3,104	5,253	5,574	7,109	6,658	-197
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	参加人数	19	33	32	13	16	20	25
	大気認定患者対象者数	197	256	190	136	83	51	30

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	医師・指導員謝礼等	1,080	報償費	医師・指導員謝礼等	1,080	報償費	医師・指導員謝礼等	1,080
一般需用費	消耗品費	29	使用料等	施設使用料	243	使用料等	施設使用料	251
役務費	通知等郵送料	19	需用費	消耗品費	29	需用費	消耗品費	38
使用料及び賃借料	施設使用料	243	役務費	通知等郵送料	8	役務費	通知等郵送料	10

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	参加者数(人)	13	16	20	25	25	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校高学年・中学生参加者の減少（保護者が仕事で送迎出来ない。既に水泳教室に通っている。塾や部活動で忙しい。）</li> <li>・医師、看護師の確保が困難。</li> <li>・大気汚染健康障害者に対する医療費の助成利用者の減少（子ども医療費助成等）でぜん息の児童の把握が困難となっている。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区） *未実施区 北区・渋谷区・目黒区 「旧指定地域18区外 2区(練馬・杉並)実施」

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
24年度より参加対象者を満5歳児まで拡大し、参加者増へつなげていることから、各区立保育園にチラシ・ポスターを配布し新規参加者の確保を目指す。	より良い周知方法と効果的な教室運営を検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	国の法定事務である。

議会議事録 （要旨）	なし
---------------	----

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-05	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	療養講座		部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤	
			担当者名	浅倉	内線	424	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-02-03	療養講座					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	60年度	根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-03	地域医療の充実				
目的	患者及び家族を対象に、気管支ぜん息等の病気に対する正しい理解と家庭療法についての講演を行い、疾病とその治療法に関する知識の普及を図る。						
対象者等	公害認定患者 ぜん息等に関心のある区民						
内容	<p>実施方法対象は患者とその家族で、患者の対象者に事業の案内を送付し、電話により申込みを受付する。事業の案内は、ぜん息教室（ぜん息の症状に対する実技対応の指導）と合わせて行い、効果を高めるようにする。</p> <p>実施時期 年1回 [1回2時間程度] 場 所 荒川区保健所 対象者に個別通知及び区報掲載により募集 講 師 毎年具体的なテーマを設定し、妥当な講師を選定</p> <p>平成23年度「気管支ぜん息の最新治療と病院への上手なかかり方」12月13日 保健所301会議室36名参加 平成24年度「気管支ぜん息の最新治療と自己管理について」11月26日 保健所301会議室44名参加 平成25年度「気管支ぜん息の常識と非常識～上手なかかり方～」10月25日 防災センター研修室54名参加</p>						
経過	ぜん息教室及び療養講座については、対象者が参加しやすい方法・実施時期を考慮し、夜間・休日等の実施を検討・一部実施してきた。 児童対象の講座は、平成14年度まで実施していたが、参加者が減少しているため、平成15年度は中止とし、平成16年度以降は実施していない。 成人対象の講座においては、比較的若年層の該当者が多く就労後の参加を促すため、夜間の実施としたが、参加者数が増加しなかったことから、現在は、平日の午後に開催している。						
必要性	環境省の補助事業であり、患者及びその家族を対象に、気管支ぜん息等の病気に対する正しい理解と家庭療法についての講演を行い、疾病とその治療法に関する知識の普及を図ることは行政の役割である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		74	74	94	92	118	118
決算額（26年度は見込み）		35	67	49	55	66	74	111
人件費等		472	1,751	2,320	983	826	832	
減価償却費				872	467	323	338	
【事務分担量】（%）		7	25	30	15	10	10	
合計（+ +）		507	1,818	3,241	1,505	1,215	1,244	111
特定財源	国	66	41	38	34	33	99	93
	都							
	その他							
	一般財源	441	1,777	3,203	1,471	1,182	1,145	18
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	延べ参加人数	14	43	31	36	44	54	55
	対象者数	760	727	697	671	643	635	617
	参加率（%）	1.8	5.9	4.4	5.4	6.8	8.5	9.0

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼	26	役務費	通知等郵送料	36	役務費	通知等郵送料	58
一般需用費	消耗品費	9	報償費	講師謝礼	26	報償費	講師謝礼	39
役務費	通知等郵送料	31	需用費	消耗品費	12	需用費	消耗品費	14

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	参加率（％）	0.052	0.068	0.085	0.9	0.9	参加者/対象者

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の高齢化に対応した事業を構築する必要がある。</li> <li>公害認定患者以外にも、気管支ぜん息等を患っている患者や、家族対象に興味の持てる講座を計画する。</li> <li>平日忙しく参加が難しい患者も少なくないことから、土休日開催についても検討する必要がある。</li> </ul>
	<p>（実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区）</p> <p>* 旧指定地域未実施区 中央区 港区 練馬・世田谷・中野・杉並は旧指定地域ではないため、実施無し。</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
認定患者やぜん息患者が関心を持つテーマについての講演を依頼する。	周知方法を含め、今後の事業の在り方について検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	国の法定事務である。未実施の自治体もあるので、今後の事業展開等を含めて検討する。

議会議況（要旨）	なし
----------	----



# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-06	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	家庭療養指導		部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤	
			担当者名	時田	内線	424	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-02-04	家庭療養指導					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	52年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-03	地域医療の充実				
目的	保健師が公害認定患者を訪問して、家庭療養上の助言を行うとともに、関連諸政策の調整を図る。						
対象者等	公害認定患者のうち、所内面接や主治医の意見書等を参考とし、必要性の高い患者を優先して訪問する。						
内容	<p>主な訪問対象者 病状が悪化傾向にある者 在宅酸素療法患者等、病状把握の必要な者 病気に對し、家庭の理解が浅い者 日常生活の管理が充分でない者</p> <p>実施方法 選定した患者宅に事前連絡し、保健師が訪問し話を聞き状況に合わせ助言する。</p> <p>梅の木会（患者会）公害健康被害の補償等に関する法律第46条1項に基づき、平成5年度のぜん息教室の呼吸法を復習するグループとしてぜん息患者を中心に生活の質が向上することを目的として、結成された。 現時点で会員10名、毎月1回（8月・2月は休み）集まって呼吸筋のストレッチ体操や散策、栄養教室等を行なっている。</p>						
経過	年間訪問件数	平成16年度	80件	平成17年度	119件	平成18年度	48件
		平成19年度	107件	平成20年度	82件	平成21年度	91件
		平成22年度	92件	平成23年度	82件	平成24年度	80件
		平成25年度	80件				
必要性	認定患者の高齢化（65歳以上30.5%）で、相談のため保健所まで来所する事が困難なケースも少なくない。生活の場で状況に応じた時間で面接指導する必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 公害認定患者のうち、所内面接や主治医の意見書等を参考とし、必要性の高い患者を優先して訪問する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	7	7	7	6	6	6	7	
決算額（26年度は見込み）	0	3	3	5	3	5	7	
人件費等	732	856	977	818	813	868		
減価償却費			1,017	933	968	1,014		
【事務分担当】（%）	30	35	35	30	30	30		
合計（+ +）	732	859	1,997	1,756	1,784	1,887	7	
特定財源								
国	270	266	296	249	260	269	149	
都								
その他								
一般財源	462	593	1,701	1,507	1,524	1,618	-142	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
延べ訪問件数	82	91	92	82	80	80	82	
被認定患者数	760	727	697	671	643	626	624	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	消耗品	3	需用費	消耗品	5	需用費	消耗品	6
役務費	通知等郵送料	0	役務費	通知等郵送料	0	役務費	通知等郵送料	1

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	訪問件数	82	80	80	82	82	対象は65歳以上の認定患者で、かつ療養指導の必要性の高い者

（問題点・課題分析）	・被認定者の高齢化に伴い、介護保険制度等の他制度利用の調整や検査機関との調整等、指導内容が複雑化になるとともに、訪問件数及びかかる時間が増大している。
	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 練馬・杉並・世田谷・中野区については、旧第1種指定地域（公害健康被害補償法【旧法】に基づく、＜地域指定＞に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	引き続き、高齢者福祉課等関係部署と療養支援の調整を図っていく。	施設入所者の増加が見込まれることから、関係部署との調整・連携をさらに図っていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	国の法定事務

議（要旨）	なし
況（質問状）	

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-07	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	大気汚染障害者認定審査会事務費		部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤	
			担当者名	長野	内線	424	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-03-01	大気汚染障害者認定審査会事務費					
事務事業の種類	新規事業	（26年度	25年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	62年度	根拠法令等	大気汚染に係る健康被害者に対する医療費に関する条例(東京都)		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-03	地域医療の充実				
目的	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対し、その医療費を助成し、健康被害の救済を図る。						
対象者等	都の区域内に引き続き1年(3歳未満は6ヶ月)以上住所を有する18歳未満の者で、慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫およびこれらの続発性と診断された者。平成20年8月1日より年齢制限撤廃(但し18歳以上は気管支ぜん息、禁煙者)						
内容	<p>条例に基づき、対象疾病(慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫およびこれらの続発症)患者の認定及び更新を決定するための審査会を毎月1回(年12回)開催する。</p> <p>審査会委員構成 5名(医学5名[内1名保健所長])</p> <p>《更新期間》 2年</p> <p>(平成26年3月末現在患者数) 都認定患者数(18歳以上): 94,790名</p> <p>認定患者数: 1,382名(18歳未満 116名、18歳以上 1,266名)</p> <p>18歳以上認定者の内: 65歳以上: 333名(26%)、75歳以上: 141名(11%)</p> <p>* 助成金は、特別区事務処理特例交付金として、財政課より東京都に申請。(申請受理1件あたり1,770円)</p>						
経過	<p>(昭和47年10月 医療費助成制度施行&lt;東京都&gt;)</p> <p>昭和63年3月 公害健康被害補償法による第1種地域指定が解除され、荒川区においても公害健康被害補償制度の新規認定が法的になくなったのに伴い、大気汚染に係る健康被害者の認定を行うこととなった。</p> <p>平成15年1月 都条例施行規則改正の施行主な改正点 申請等に係る各様式及び添付書類等の変更 新規申請時の診断書及びレントゲン添付から主治医診断報告書の提出への簡素化及び従前使用の様式についての表記内容の変更等</p> <p>* 平成19年8月 東京大気汚染公害訴訟の和解を受け、平成20年8月1日から年齢制限を撤廃した。但し、18歳以上は気管支ぜん息のみで、20歳以上の場合、禁煙していることが条件。18歳未満は変更なし。期限は、2年後の初めの誕生日の月末日までで更新可。</p> <p>* 平成27年3月末 制度見直しにより、18歳以上の者の新規認定を終了する見込み。</p>						
必要性	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対し、その医療費を助成し、健康被害の救済を図る。東京都における特別区委任事務。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

(単位:千円)

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	2,471	1,420	1,460	1,478	1,573	1,517	1,551	
決算額(26年度は見込み)	1,878	1,238	1,430	1,356	1,365	1,465	1,551	
人件費等	5,692	6,027	6,505	10,586	7,706	6,961		
減価償却費			2,760	3,888	3,227	3,380		
【事務分担量】(%)	85	95	95	125	100	100		
合計(+ +)	7,570	7,265	10,695	15,830	12,298	11,806	1,551	
特定財源								
国								
都	6,733							
その他								
一般財源	837	7,265	10,695	15,830	12,298	11,806	1,551	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
認定患者(18歳未満)	423	331	264	206	156	116	113	
認定患者(18歳以上)	463	745	956	1058	1175	1266	1423	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	審査委員報酬	1,117	報酬	審査委員報酬	1,156	報酬	審査委員報酬	1,216
一般需用費	事務用品・帳票	100	需用費	事務用品・帳票	159	役務費	郵送料	168
役務費	郵送料	148	役務費	郵送料	150	需用費	事務用品・帳票	167

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	審査件数	50.4	52.1	58.1	60.0	40.0	審査件数(年間総件数÷12) 目標値は、実績に基づく推計値

（問題点・課題分析）	<p>平成15年1月の都条例施行規則改正が施行されたことに伴い、申請書類(主治医診断報告書・健康状態に関する申告書・生活環境に関する質問票)が増えたことにより、新規及び更新申請の手続きが複雑・煩雑化し、1件あたりに係る所要時間が増大した。</p> <p>手続きの簡素化並びに公害保健システムにあわせて大気汚染事務についても20年7月に、システム化を図った。平成19年度より、子ども医療費助成制度(小学生から中学生すべて)の新設により大気の新規申請及び更新申請が減少した。平成20年8月より年齢制限撤廃のため認定患者数が増加した。</p> <p>平成26年度末に18歳以上の新規認定を終了する見込みである。</p>
	<p>他区の実況</p> <p>( 実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区 )</p>

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	18歳以上の新規認定の終了に向けて、患者及び区民への周知を図る。	18歳以上の新規認定の終了に伴い事務処理を適正に行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	都条例に基づく事務

（要質問状）	平成21年1定	現在の申請者数及び当初の総定数について
	平成21年1定	申請時必要な住民票の無料化及び住民票の確認について
	平成21年1定	医療機関における申請書の配付について
	平成21年1定	診断書にかかる費用について

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-08	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	インフルエンザ予防接種費用助成事業	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤	担当者名	浅倉
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-02-05	インフルエンザ予防接種費用助成事業					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	19年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-03	地域医療の充実				
目的	被認定者の定期予防接種の促進を図ることで、被認定者の健康の保持に寄与することを目的とする。						
対象者等	荒川区公害認定患者（区外在住者も対象） 平成25年度より、年齢制限を撤廃し、全公害認定患者を対象とした（平成24年度までは65歳以上の認定患者が対象）。						
内容	対象者： 荒川区の公害認定患者であること。 生活保護受給世帯に属していない方。 インフルエンザ予防接種協力医療機関で接種できる方。 助成金額：定期予防接種に係る自己負担額を助成。 助成回数：1回 平成25年度実施期間：25年10月1日～26年1月31日 平成25年度申請締切：26年2月14日 請求方法：公害健康被害被認定者に係るインフルエンザ予防接種費用助成申請書兼請求書、 予防接種済証の写し（又は領収書）を提出。						
経過	平成25年度より、年齢制限を撤廃し、全公害認定患者を対象とする。 申請者数：21年3月末 111件（49%） 65歳以上の患者228名（平成19年度は93件） 22年3月末 104件（内区外4名含む）（46.4%） 65歳以上の患者224名 23年3月末 95件（43.4%） 65歳以上患者219名 24年3月末 99件（48.1%） 65歳以上の対象者206名 25年3月末 98件（50.3%） 65歳以上の対象者195名 26年3月末 65歳以上 99件（49.7%） 対象者 199名 64歳以下 104件（23.8%） 対象者 436名						
必要性	呼吸器疾患を悪化させる恐れのあるインフルエンザを予防することは、公害患者にとって重要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	255	278	333	274	269	806	802	
決算額（26年度は見込み）	249	242	228	234	230	598	802	
人件費等	847	1,629	1,744	1,694	1,652	2,097		
減価償却費			581	622	645	1,183		
【事務分担当】（%）	10	20	20	20	20	35		
合計（+ +）	1,096	1,871	2,553	2,550	2,527	3,878	802	
特定財源								
国	170	182	179	168	171	604	601	
都								
その他								
一般財源	926	1,689	2,374	2,382	2,356	3,274	201	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
助成件数	111	104	95	99	98	203	222	
65歳以上被認定患者数	228	224	219	206	195	199	189	
64歳以下被認定患者数						436	428	
接種率（65歳以上）（%）	0.486	0.464	0.434	0.481	0.598	0.320	0.360	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	消耗品（用紙類）	0	扶助費	助成費	544	扶助費	助成費	740
役務費	郵送料（周知用）	15	役務費	郵送料（周知用）	52	役務費	郵送料（周知用）	58
扶助費	助成費（@2,200）	215	需用費	消耗品（用紙類）	2	需用費	消耗品（用紙類）	4

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
	助成件数	99	98	203	225	250	全対象患者の40%
標	接種率（65歳以上）（%）	48.1	50.3	49.7	50.0	50.0	助成申請者/対象者
	接種率（64歳以下）（%）			23.8	25	25	助成対象者/対象者

（問題点・課題分析）	・国と都の制度が異なるため、同じ疾病（気管支ぜん息等）でも大気医療助成患者にはインフルエンザ予防接種費用の自己負担金の助成制度がない。
	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 旧指定地域（練馬・杉並・世田谷・中野を除く）で実施済。
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	25年度より費用助成対象者を全年齢に拡大したため、患者への周知を徹底する。	支払いに遅滞が出ないように、円滑に助成事務を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	国の法定事務

議（要旨）	
-------	--